

## 租税特別措置等について

番号	重点要望項目	重点要望概要
1	認定NPO法人等に対する優遇税制の維持・存続・拡充	「個人の寄附金控除」や「法人の寄附金特別損金算入」、「みなし寄附金制度」等の認定NPO法人等への優遇税制について、政府税制調査会等で見直しの動きがあるが、日本に寄附文化を定着・普及に必要不可欠であり、NPO法人が市民・企業等からの善意の資金を基に社会問題の解決を行っていく上で、基盤となる仕組みであることから、廃止・縮減ではなく、維持・存続・拡充すること。
2	認定NPO法人等に対する優遇税制における「個人の寄附金控除」の維持・拡充（下限額撤廃・繰越控除制度導入・年末調整対象化）	<p>○認定NPO法人等に対する「個人の寄附金控除」について、税額控除と所得控除の選択制を存続するとともに、社会貢献意欲の高い国民のニーズに応えるため、適用下限額（年間2,000円）を撤廃すること。</p> <p>○臨時に多額の所得があり、その全部または一部を寄付する場合や有価証券不動産など評価性資産を寄付する場合、寄附した年だけでは、寄附金控除限度額を超過してしまうことから、個人の臨時的な所得や保有有価証券等の寄附を奨励する見地からも5年間の「超過寄附金の繰越控除」を制度化すること。</p> <p>○寄附金控除を受けるには確定申告が必要であり、所得が確定してはじめて寄附金控除の限度額や損金算入の限度額が分かる仕組みであることから、寄附金控除を年末調整の対象とすること。</p>
3	「ふるさと納税（ふるさと寄附金）」との官民格差是正	ふるさと納税同様に控除上限額を2倍に引き上げる（現在は所得控除：所得金額の40%が上限、税額控除：所得税額の25%が上限）とともに、「ふるさと納税（ふるさと寄附金）」で認められている一定程度の返礼品等については、民間である認定NPO法人等への寄附でも認めるなど、官民格差を是正すること。
4	大規模災害発生時における指定寄附金の制度化	大規模災害発生時に救援・支援・復旧復興支援活動を行う認定NPO法人や公益法人等への指定寄附金制度について、被災者支援活動に対する助成事業に必要な費用に充てるための寄附金を含め、被災者支援活動の必要費用に充てるもの全般を対象とするよう指定要件を改めるとともに、緊急時に速やかに発令できるよう予め制度化すること。

番号	重点要望項目	重点要望概要
5	認定NPO法人等に対する優遇税制における「法人の寄附金特別損金算入」の拡充	「法人の寄附金特別損金算入」については、米国などに比べて、損金算入限度額が十分ではなく（現在、所得金額の約2～3%）、企業の社会貢献活動（CSR活動）をより促進するためにも、米国並みの所得金額の10%まで拡充し、フードバンクへの食品寄附など現物寄附は全額損金算入を認め、「繰り越し控除」を導入するなど拡充すること。
6	「収益事業」の定義の厳密化・明確化	「収益事業」の定義を厳密にした上で明確化するとともに、「海外支援のための書き損じハガキの収集・緩和」など実質的に寄附とみなされるものは収益事業に該当しないものとする。
7	特定寄附信託税制の拡充	国民の遺贈・相続財産寄附意向の高まりや「空き家」の社会問題化などを踏まえ、認定NPO法人・公益法人等への不動産や有価証券の寄附でネックとなっている、金銭に限るとされている特定寄附信託（日本版ブランド・ギビング信託）の信託財産について、有価証券や不動産等の現物資産も認めるとともに、みなし譲渡所得税を非課税とすること。
8	消費税制における特定収入と寄附金・会費等の取り扱いの見直し、消費税引き上げ時のNPOへの配慮	<p>○消費税制では、対価性のある事業をしている認定NPO法人等は、寄附を集めるほど消費税が増える仕組みとなっているため、認定NPO法人等の課税仕入れに係る消費税額の計算上、不課税仕入れ額（寄附物品を購入する場合などを含む）に相当する特定収入については、調整計算の対象から除外すること。</p> <p>○消費税制の特例において、特定収入に該当しない寄附金等には、用途に関連する適正と認められる管理費を除いた金額分を対象とするように改めること。</p> <p>○消費税率10%への税率引き上げ（軽減税率の導入等）にあたっては、「免税点（現在、課税売上1,000万以下）」を維持するとともに、フリースクール等の授業料も非課税取引に含めるなど、NPO法人にも十分に配慮すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
9	<p>みなし譲渡所得税非課税特例措置の適用要件および相続税非課税措置の適用要件の見直し</p>	<p>○認定NPO法人や公益法人等に対する生前贈与や遺贈におけるみなし譲渡所得非課税措置の適用にあたり、既に所轄庁等で事業の公益性の認定を受けていることから、相続税非課税措置制度と同様、国税庁長官の承認を不要とすること。</p> <p>○みなし譲渡所得非課税措置の適用に関し、租特法40条では「公益目的事業の用に直接供され」とされ土地・株式売却や賃貸等が制約されているため、当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも当該要件を満たしているものとみなすこと。</p> <p>○相続税非課税措置の適用要件に関し、当該資産について当初の公益目的事業とは異なる種類の公益目的事業に使用する場合及び財産種類の変動があった場合でも、当該要件を満たしているものとみなすとともに、相続税非課税措置の取消しの場合も、みなし譲渡所得非課税措置と同様、課税対象は受贈者たる公益法人とすること。</p> <p>○特定遺贈において、含み益のある資産を遺贈寄附した場合、遺贈先団体ではなく相続人が譲渡所得税を納税せねばならず、遺贈先団体が相続人へ納税額相当を譲渡した場合は相続人に所得税が課税されることから、遺贈先団体が納税相当額を相続人に譲渡する場合は一連の相続手続きの一環として所得税を課税しないこと。</p>
10	<p>移行一般法人に対するみなし寄附金制度の導入</p>	<p>特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人に対して、公益目的支出計画実施期間中は、みなし寄附金(所得金額の20%を損金算入)を認めること。</p>
11	<p>公益法人に寄附をした場合の税額控除制度の適用対象となる要件について PST(パブリック・サポート・テスト)要件の撤廃</p>	<p>PST要件は、NPO法人が、その活動実績をもとに、認定NPO法人となるために求められる公益性の審査に係る項目のうち、広く市民からの支援を受けているかどうかの実績を判断する基準であって、既に民間有識者からなる第三者委員会により、法定された公益性の要件やガバナンスの適正について審査を経ている公益法人については課す意義に乏しいことから撤廃すること。</p>
12	<p>社会的投資減税の導入</p>	<p>ソーシャルインパクトボンドへの出資に対する減税や、ソーシャルビジネスを行う企業への投資減税、経産省で検討中である公益事業と収益事業を両立させる地域法人「ローカルマネージメント法人」への投資減税といった、社会的投資減税導入を検討すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
13	マイナンバー・法人番号制度におけるNPO法人への対応支援と事務負担軽減策の導入	雇用関係に加え、「講師・有償ボランティア謝金」等マイナンバーの取得・保管義務により事務負担増大が懸念されるが、NPO法人への周知・準備などが進んでいないためNPO法人等向けパンフレット作成や研修、費用助成等の対応と支援を行うこと。また、料金・報酬の支払調書の対象(年間5万円超/年)を、地代家賃等と同様の年間15万超に引き上げる等、事務負担軽減策を検討すること。
14	復興特区関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機械等に係る特別償却等の特例措置の延長及び要件を緩和すること。</li> <li>○被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を延長すること。</li> <li>○新規立地促進税制(再投資等準備金及び特別償却)の延長及び要件を緩和すること。</li> <li>○開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を延長すること。</li> <li>○地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除を延長すること。</li> </ul>
15	インフラ整備等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置を創設すること。</li> <li>○防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)を延長すること。</li> <li>○特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)を延長すること。</li> <li>○特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置を延長すること。</li> </ul>
16	被災代替資産関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災代替資産等に係る特別償却の特例措置を延長すること。</li> <li>○被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置を延長すること。</li> <li>○被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置を延長等すること。</li> </ul>
17	東日本大震災事業者再生支援機構関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機構の事業税の資本割の特例措置を延長すること。</li> <li>○「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置を延長すること。</li> </ul>

番号	重点要望項目	重点要望概要
18	<p>関連銀行及び関連保険会社が日本郵便(株)へ支払う窓口業務委託手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置の創設</p>	<p>ゆうちょ銀行・かんぽ生命の関連銀行等は、窓口業務と一体となっている一般銀行では発生しない委託手数料について消費税分が負担増となっており、追加的負担の解消と金融ユニバーサルサービスの安定的確保を図る面から、消費税仕入税額控除の特例措置を創設すること。</p>
19	<p>日本郵便(株)が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税・都市計画税に係る特例措置の延長</p>	<p>郵便および金融のユニバーサルサービス提供責務を担い、公益性・地域性の発揮の確保の観点から、一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準を、その価格の5分の3の額とする特例措置(平成27年度まで)を、平成28年度～30年度まで、3年間延長すること。</p>
20	<p>放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充・延長</p>	<p>民放ラジオ事業者が災害報道や被災者の安心・安全のための情報を聴取者及び地域住民に着実に提供するため、放送ネットワーク災害対策促進税制として措置されている固定資産税の課税標準に関する特別措置の適用期間を2年間(平成28年4月1日から30年3月31日まで)延長するとともに、課税標準の4分の3(取得後3年間)の措置を2分の1(取得後5年間)に拡充すること。</p>
21	<p>国際協力を使徒とする資金を調達するための税制度の新設(国際貢献税)</p>	<p>「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に貢献するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際連帯税(国際貢献税)についての検討を進め、国際的な取り引きに関する課税などに関連して必要な措置を講ずること。</p>
22	<p>自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機会等に係る課税免除の特例措置の恒久化</p>	<p>自衛隊が使用する船舶の動力源等に供する経由の調達にあたっては、平成26年度末まで軽油取引税の免除措置が認められているが、当該措置を恒久化すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
23	ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	自衛隊が使用する船舶の動力源等に供する経由の調達にあたっては、軽油取引税の免除措置が認められているが、それを締結国に提供した場合、自衛隊が譲渡したものとされ、納税義務が生じるところ、当該課税を免税すること。
24	予備自衛官等を雇用した場合の法人課税額等の特別控除の創設	雇用企業に対するインセンティブを高めることにより、予備自衛官及び即応予備自衛官の充足向上を図るため、予備自衛官等を新規に雇用する企業に対して、予備自衛官等1人あたり10万円の法人税額等の控除を創設すること。
25	損益通算の対象範囲拡大	多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、個人投資家を金融市場に呼び込む観点等から、課税方式の均衡化を図りつつ、損益通算の対象範囲の拡大を進めること。
26	NISAの拡充、恒久化	民主党政権下で創設を決めたNISAについて、制度の恒久化及び非課税期間の恒久化を行うこと。
27	特別法人税の撤廃	退職年金等積立金に対する特別法人税を撤廃すること。

番号	重点要望項目	重点要望概要
28	個人向け金銭債権への貸倒基準の適用	貸金業者の貸し付けによる担保保全の無い個人向け金銭債権に対して、法人税法基本通達9-6-3「一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒」と同等の期間基準を設けること。
29	賞与引当金及び退職給与引当金の損金算入	賞与引当金及び退職給与引当金の損金算入を税務上も認めること。
30	生命保険料控除制度の拡充	国民の自助努力を税制面から支援する生命保険料控除制度を拡充すること。
31	死亡保険金・共済金の非課税限度額の拡充等	遺族の生活資金確保のため、死亡保険金・共済金の相続税非課税措置について、現行限度額の拡充を図ること。
32	タックスヘイブン税制の見直し	タックスヘイブン税制について、適用除外基準を含め見直しを行うこと。

番号	重点要望項目	重点要望概要
33	たばこ税引き上げについての慎重な検討	たばこ税については、非喫煙者の受動喫煙の問題等からも、禁煙、節煙を促進することは時代の要請であり、欧米の価格も参考にしつつ、中長期的には引き上げの姿を示す必要がある。ただし、平成22年に前例のない引き上げを行った経緯をふまえ、性急なさらなる引き上げについては、葉たばこ農家や小売、雇用への影響等も考慮し、慎重に検討を行うこと。また、消費税の軽減税率導入に伴う税収減の穴埋め財源としての増税は問題である。
34	ビール・発泡酒等にかかる酒税	類似酒類間の課税の公平性を確保する際には、ビール・発泡酒等が、他の種類と比較しても高率な酒税が課されていることを踏まえた対応を行うべきであり、庶民に負担を押し付けないこと。ビール類と類似性を有しないものまで「巻き添え増税」を行うことは論外である。
35	国立大学法人等への個人寄付に係る税額控除の導入等【所得税等】	平成23年度税制改正により、学校法人（公益社団・財団法人、社会福祉法人等）への個人寄付に係る税額控除と所得控除の選択制が導入されたが、国立大学法人等への多様な少額寄付者の拡大を促進するため、国立大学法人等についても同様の制度を導入すること。
36	学校法人への個人寄付に係る所得控除上限額の引き上げ【所得税】	学校法人に対して個人が寄付をした場合には、総所得の40%を限度として、寄付金額を所得から控除することが認められているが、この寄付金控除の上限額を現在の40%から米国と同様の50%に引き上げること。
37	日本私立学校振興・共済事業団への指定寄付金の範囲の拡大【法人税等】	現状、日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金のうち、学校等の教育に必要な費用若しくは基金に充てられるもの（受配者指定寄附）は法人税の全額損金算入が受けられる指定寄付金となっているが、この指定寄付金の対象に、新たに事業団が実施する若手・女性研究者奨励金（仮称）への寄附を追加すること。

番号	重点要望項目	重点要望概要
38	重要有形民俗文化財を国、地方公共団体等に対して譲渡した場合に係る所得税の軽減措置の延長	重要有形民俗文化財を国、地方公共団体等に対して譲渡した場合に係る所得税の軽減措置を延長すること。
39	社会保険診療に係る事業税の非課税措置の存続	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置を存続すること。
40	社会保険診療報酬の所得計算の特例(四段階税制)の存続	医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、その実際経費にかかわらず、所定の計算に従い算出した額を社会保険診療に係る経費とすることができる特例措置を存続すること。ただし、会計検査院の指摘を踏まえて、特例措置の在り方を見直すべきである。
41	社会福祉法人への非課税措置の維持	社会福祉法人への非課税措置を維持すること。
42	農地集積を進めるための税制措置	担い手への農地集積を一層促進するため、農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記にかかる登録免許税の軽減措置の適用期限延長、集積に伴う譲渡所得税の特別控除額の引き上げ、農地中間管理機構への農地の貸し付け及びその場合の贈与税納税猶予の打ち切り要件の緩和等を行うこと。

番号	重点要望項目	重点要望概要
43	都市農業の振興に係る税制	新たに成立した都市農業振興基本法に基づき、都市農業の安定的な継続と都市農地の保全・有効活用を進めるため、営農困難時貸付の適用要件緩和等相続税納税猶予制度の改善や新たな都市農地等保全制度の構築など、必要な税制上の措置を講ずるよう検討すること。
44	漁業の完全復興に向けた税制支援措置	東日本大震災の被災から漁業者が完全復興するためにも、①被災代替資産等の特別償却及び固定資産税の課税標準の特例の期限の延長、②東日本大震災の被災地の災害危険区域において、防災集団移転促進事業移転元地(公有地)と民有地との交換に応じた民有地所有者に対する登録免許税及び不動産取得税に係る特例措置を図ること(漁業集落防災機能強化事業による用地整備に係る税制特例)。
45	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく特別償却制度及び資産割特例措置の2年延長	中小の事業者を中心とした特定農産加工業者の経営環境の改善に資するため、①特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善計画の承認を受けた事業者が、事業用設備(果汁製造設備、乳製品製造設備等)を取得した場合の特別償却(取得価額の30%)措置の適用期限2年延長、②同事業者を対象に、計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する施設に課税される事業所税のうち資産割について課税標準の4分の1を控除することができる特例の2年延長を図ること。
46	資源開発促進税制の充実	我が国へのエネルギー・鉱物資源の安定供給を確保するため、資源の探鉱、開発に対する税制(減耗控除制度、海外投資等損失準備金制度)の延長・充実を確実に図り、その恒久化を含めた検討を行うこと。
47	研究開発促進税制等の充実	研究開発および設備投資を促進する税制については、法人減税の代替財源にすることなく、我が国の国際競争力を支える研究開発の強化を図るため、主要国の研究開発税制の水準を目指し、①総額型の控除上限の引上げ措置の恒久化も視野に延長、②中小・ベンチャー企業などをはじめ、対象研究費の範囲の拡大を行うこと。

番号	重点要望項目	重点要望概要
48	欠損金繰越期間の延長・充実	新規事業や革新的なプロジェクトは黒字化までに年月を要することがあり、欠損金の繰越期間を十分に認める必要がある。成長及び革新的分野への長期投資を促進し、投資能力を高めるため、欠損金繰越期間を諸外国並み(アメリカ・カナダは20年、イギリス・ドイツ・シンガポールなどは無期限)に延長するとともに、利用制限は極力避けること。
49	消費税の価格転嫁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費税引き上げに伴う円滑な価格転嫁を促進すること。</li> <li>○マイナンバー導入に伴う事業者の負担軽減を行うこと。</li> </ul>
50	船舶・港湾・倉庫の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の軽減税率を維持し、対象船舶を一定の船齢5年以上のフラッグバック船を追加するとともに適当期限を2年間延長すること。</li> <li>○国際船舶に係る登録免許税の特例の延長</li> <li>○事業者が取得した廃油処理施設の油水分離装置等に係る特例措置の延長(2年間)すること。</li> <li>○倉庫用建物等の割増償却(所得税、法人税:割増償却5年間 10%)を創設すること。</li> <li>○倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例(固定資産税等:課税標準5年間 1/2(倉庫) 3/4(附属設備))を創設すること。</li> </ul>

番号	重点要望項目	重点要望概要
51	住宅関係諸税の創設・延長・見直し、住宅ストックの充実等	<p>○新築住宅に係る固定資産税の特例(床面積120㎡までの部分を中高層耐火住宅は5年、その他3年、税額を1/2に軽減)の適用期限を延長すること。</p> <p>○居住用財産の買換えに伴う譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限を延長すること。</p> <p>○居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除の特例の適用期限を延長すること。</p> <p>○居住用財産の買換えに伴う長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を延長するとともに、譲渡資産の譲渡に係る対価の額(1億円以下)を引き上げること。</p> <p>○住宅用土地に対する不動産取得税の特例措置(土地の取得から新築までの期間要件の特例措置)の適用期限を延長すること。</p> <p>○デベロッパー等に対する新築家屋のみなし取得時期の特例措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○認定長期優良住宅に係る特例措置(登録免許税、不動産取得税、固定資産税)の適用期限を延長すること。</p> <p>○認定低炭素住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○マンション建替え円滑化法に基づくマンション建替えに係る登録免許税の免税措置及び不動産取得税の非課税措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○買取再販事業者により一定の増改築等が行われた中古住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○既存の住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○一定の省エネ改修工事に係る固定資産税の特例措置の適用期限を延長するとともに、適用対象(H20.1以降に新築された住宅)を拡充すること。</p> <p>○一定のバリアフリー改修工事に係る固定資産税の特例措置の適用期限を延長するとともに、適用対象(H19.1以降に新築された住宅)を拡充すること。</p> <p>○サ高住に対する所得税、法人税の割増償却制度の適用期限を延長すること。</p> <p>○居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に(1)耐震リフォームまたは(2)除却を行った場合、工事費用の一定額を所得税から控除する制度を創設すること。</p> <p>○空き家の売却について、土地建物等の譲渡取得に係る控除制度等を創設すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
52	不動産投資関係諸税の充実・強化等	<p>○一時差異等調整引当額の制度を利用する際に、繰延ヘッジ損失等の純資産控除項目がある場合、導管性要件を満たさない虞がある。純資産控除項目があっても、導管性要件を必ず満たせるような措置を求めること。</p> <p>○投資信託等が納付した直接外国税額については、投資信託等が源泉徴収義務者の場合等は、外国税額を控除できる。ただし、証券会社等が源泉徴収義務者の場合は、直接外国税額控除ができない。については、二重課税調整措置の見直すこと。</p> <p>○都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。</p> <p>○国際会議の誘致・開催を促進するため、寄付金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲を拡大すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
53	公共交通の充実・強化等	<p><b>【航空関係】</b>  ○航空機に固定資産税を課している国は稀であり、かねてより、航空機に対する固定資産税は非課税化すべきと主張してきている。少なくとも、現行の国内線就航機に対する本特例措置は、安定的な航空輸送サービスの提供、および地方航空ネットワークの維持に資するものとなっていることから、本措置を延長すること。  ○航空機の固定資産税にかかる課税標準の特例措置について、延長及び拡充すること。</p> <p><b>【鉄道関係】</b>  ○現在、JR九州に対して講じられている税制上の特例について、改正法施行後のJR九州が、改正前と同様に取り扱われるよう、所要の措置を講じること。  ○バリアフリー化工事により取得した鉄道施設(エレベーター、ホームドアなど)に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を5年間2/3に軽減する特例措置の適用期限を2年延長すること。また、特例対象となるホームドアの設置基準を緩和(10万人未満)すること。  ○「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に関する鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税について、課税標準を5年間1/4に軽減する特例措置の適用期限を2年延長すること。  ○並行在来線の鉄道施設の登録免許税を非課税とする特例措置の期限を延長すること。  ○並行在来線の鉄道施設の不動産取得税を非課税、固定資産税・都市計画税を20年間1/2とする特例措置の期間を延長すること。</p> <p><b>【バス・タクシー関係】</b>  ○地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を維持するため、都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を延長すること。  ○自動車税のグリーン化における11年以上の乗合バス車両への自動車税の10%重課を免除する特例措置を継続すること。  ○バスの公共性と厳しい経営状況に配慮し、引き続き自動車税、自動車重量税、自動車取得税に対して講じられている軽減措置を堅持すること。  ○消費税率10%時に廃止が予定されている自動車取得税の代替措置として、自動車税に関し取得時の課税として環境性能課税(環境性能割)が検討されているが、タクシー事業の公共性に配慮し、営業用車両に対する軽減措置及びバリアフリー車両に対する軽減措置を引き続き維持・継続すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
54	自動車関係諸税の抜本的な見直し等	<p>○運輸事業振興助成交付金については、制度の完全履行を働きかけるとともに、制度の抜本改善のため国による税制上の取り扱いを含めて必要な措置を講ずること。</p> <p>○揮発油税、石油ガス税等燃料課税においては、消費税が重複して課せられ、極めて不合理な仕組みであり、その解消を図ること。従って、自動車関連諸税全体の抜本の見直しを行い簡素化・負担軽減措置の拡充を図ること。</p> <p>○自動車税の営自格差は、営業用トラックが自家用に比して10倍もの輸送効率をあげており、また、交通安全・環境面から優れていることから設けられている。自動車税の営自格差の見直しは交通安全・環境の観点から、政策的に逆行するばかりでなく、国民生活のライフラインとしての機能を損ないかねず、断固反対である。</p> <p>○「環境性能課税」の導入にあたっては、これまで営業用バスについて措置されている自動車取得税の優遇措置(営自格差)及び特例的軽減措置(バリアフリー車両に係る特例措置、都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税特例措置及び先進安全自動車(ASV)に係る特例措置を含む。)について、引き続き環境性能課税でも同様に措置すること。また、営業用トラックは自家用に比較して高い輸送効率をあげており、交通安全、環境面でも優れており、今後の自動車税における環境性能課税(環境性能割)の制度設計にあたっては、営業用トラックについて課税の軽減を図るとともに、現行のASV(先進自動車)技術を備えるトラックに係る自動車取得税の特例措置を維持すること。</p> <p>○自動車税のグリーン化特例は、天然ガス車など環境性能の高いトラックについて、自動車税が軽減される措置であるが、平成28年3月31日で適用期限を迎えることから、今後も環境性能の高いトラックの導入を推進するため、延長すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
55	観光業の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入湯税の用途を温泉地の観光振興に限定すること。</li> <li>○耐震改修を行ったホテル・旅館の家屋に係る固定資産税及び都市計画税を5年間1/2に減額すること。固定資産税の減額措置を少なくとも改修工事費の10%に拡充すること。</li> <li>○福利厚生費で処理できるレクリエーション旅行について、従業員の経済的利益が少額でかつ旅行期間が4泊5日以内である場合には、「全従業員の50%以上が参加すること」という要件を緩和すること。(日本ホテル協会)</li> <li>○東日本大震災被災地に限り、「全従業員の30%以上」に緩和すること。日数制限を5泊6日に拡大すること。</li> <li>○人材投資促進税制を復活すること。適用対象は全企業とすること。</li> <li>○欠損金の繰越控除限度額を100分の100とし、欠損金の繰越控除の適用を無期限とすること。</li> <li>○租税特別措置法により不適用となっている繰戻し還付について、全産業に適用すること。</li> <li>○当分の間「課税停止」措置が取られている地価税は、廃止すること。</li> <li>○休暇取得促進のための税制を導入すること。</li> <li>○高齢者や障がい者が旅行に参加する際の介護者費用や車いすレンタル代等を所得控除できるようにすること。</li> </ul>
56	内航海運税制の延長等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内航海運税制を延長すること。</li> <li>○被災代替資産(船舶)の特別償却及び固定資産税の特例措置を延長すること。</li> <li>○中小企業投資促進税制の適用対象を拡大すること。</li> <li>○軽油取引税に係る特例措置を拡充すること。</li> </ul>
57	森林・自然の維持・回復	<p>森里川海のつながりを維持・回復し、次世代に引き継ぐための取り組みを国民的運動として進めるための森里川海協力資金制度(仮称)を創設すること。</p>

番号	重点要望項目	重点要望概要
58	循環型社会の構築	<p>○特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金参入等の特例措置(法人税・所得税・個人住民税・法人住民税、事業税)を延長すること。</p> <p>○廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設の公害防止設備に係る特例措置(固定資産税)を延長すること。</p>